

近畿地方整備局 福井河川国道事務所
資料配布

配布日時	平成 28 年 2 月 3 日 (水) 14 時 00 分
------	----------------------------------

件名	河川協力団体指定証授与式を行います ～日野川流域交流会が、河川協力団体に指定されました～
----	--

概要	<ul style="list-style-type: none">●九頭竜川および日野川流域で活動している日野川流域交流会が、平成 28 年 1 月 4 日河川協力団体として指定されました。●当事務所管内では、平成 25 年度指定の「ドラゴンリバー交流会」に続く 2 例目になります。●指定証授与式後、「日野川流域交流会」への質問時間を設けます。●指定証授与日時・場所<ul style="list-style-type: none">■指定証授与日時：2 月 4 日（木）11:00 から 30 分程度■指定証授与場所：福井市花堂南 2-14-7 福井河川国道事務所 3 階第 2 会議室
----	--

取扱い	—
-----	---

配布場所	福井県政記者クラブ
------	-----------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南 2-14-7 電話 0776-35-2661（代表） 調査第一課長 福岡 浩史（内線 351） 調査第一係長 寺田 哲也（内線 352）
--------	--

【河川協力団体募集要項抜粋】

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う清掃活動
- ② 河川に関する啓発

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

九頭竜川 国管理区間(0k~31.2k)

日野川 国管理区間(0k~11.0k)

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請して下さい。

【河川協力団体指定理由】

- 国土交通省が推進しているミズベリングプロジェクトについて、主催者として「ミズベリング越前若狭会議」を開催。

また、「そうだ川へいこう!」や「おしゃれなり・BAR」などの実行に携わり、国管理区間を含む県内河川に河川利用の普及啓発活動を実施している。

河川協力団体制度について（参考）

（以下は、国土交通省水管理・国土保全局HPの抜粋です。）

※ 河川協力団体制度とは

河川協力団体制度は、平成25年度の河川法改正に伴い新設された制度です。

自発的に河川の維持、環境保全等に関する活動を行うNPO等民間管理団体を支援する制度です。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが出来ると認められるNPO等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

※ 河川協力団体の活動内容

河川協力団体は、以下のような活動を行います。

- 1 河川管理者に協力して行う河川工事または河川の維持
例：河川敷の清掃、堤防・高水敷の除草
- 2 河川管理に関する情報または資料の収集及び提供
例：魚類の遡上監視、水辺の安全利用講習会等
- 3 河川管理・河川環境に関する調査研究
例：魚類調査、外来種（鳥獣被害対象鳥獣含む）の調査・駆除等
- 4 河川管理に関する知識の普及啓発
例：マイ防災マップ作り、水事故訓練等
- 5 上記1～4に付帯する活動または河川の維持、河川環境の保全を目的とした活動

※ 河川協力団体に指定されると

- 1 活動に必要な河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立を持ってこと足りるようになります。

（河川法上の許可が必要となる場合の例）

- ・河川法第20条（工事等の実施の承認）
- ・河川法第24条（土地の占用の許可）
- ・河川法第25条後段（土石以外の河川産出物採取の許可）
- ・河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）
- ・河川法第27条第1項（土地の掘削等の許可）
- ・河川法第34条第1項（権利譲渡の承認）

- 2 河川法第99条の規定に基づき旧制度では地方自治体にのみ委託可能であった、河川管理施設の維持及びその他これに類する河川管理に属する事項が、河川協力団体にも委託可能になります。